

入谷・鹿浜地区におけるデマンドタクシー実証実験の概要(案)

1 実証実験期間(予定)

令和6年6月17日(月)～令和6年12月13日(金)

2 運行事業者

実証実験に参画を希望したタクシー事業者
(入谷・鹿浜周辺に営業所等がある事業者に限る)

地域の事業者の協力を得て実施

3 事業者補助形式

運賃差額補助(運賃差額+事務手数料※を区が事業者へ支払う)

※ 運賃メーター表示額×3%(区の福祉タクシーと同様の率)

中学生以下は利用者登録不要

4 利用対象者

足立区に住民登録があり、入谷一丁目～入谷九丁目、鹿浜地区町会・自治会連絡協議会管内にお住まいで、事前に利用者登録を行った方

※ 中学生以下は保護者同伴でのみ乗車可

別紙2参照

5 運行区域

入谷一丁目～入谷九丁目、鹿浜地区町会・自治会連絡協議会管内の
自宅と共通乗降場間(舎人区民事務所など一部施設を除く)

6 利用可能時間

8:00～17:00 日曜・祝日は除く

※ 周辺の公共交通への影響(朝ラッシュを外す)、医療機関や公共施設の営業時間を考慮

※ 近隣の医療機関は、8:30もしくは9:00から受付・診療開始が多い

7 利用回数の制限

利用者1人につき、月あたりの利用回数の上限を8回とする

※ 他自治体では特定の方が自家用車のように高頻度で利用する事例が発生し、地域から税の使い方として公平ではないとの意見が挙げられ、月あたりの利用回数に制限を設けている。

8 事前利用者登録

(1) 対面での受付(即日交付)

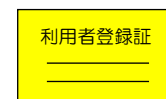
- ア 令和6年5月頃に入谷・鹿浜地区の区施設で臨時利用者登録会を開催し受付
- イ 区役所交通対策課窓口で受付(随時)

(2) オンラインでの受付(後日郵送で交付)

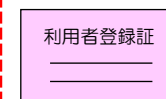
- ア 足立区オンライン申請システムで受付(随時)

(3) 利用者登録証の交付

交通弱者の方への割引制度を設ける(詳細は10参照)ことから、タクシー乗務員が判別しやすいよう2色の利用者登録者証を交付する。(利用者登録証の首下げ用のケースも区から支給)



一般の方用



割引適用者用

9 利用方法

(1) 利用の流れ

①利用の直前に電話で予約(概ね30分前まで)

②利用者登録証を首から下げて乗車場で待機

③乗車時に利用者登録証を提示



※日時指定は不可



人通りが多い場所等で乗務員が利用者かどうかを判断しやすいように

※ 要望の多かったアプリでの配車予約は、タクシーアプリによって個々のタクシー事業者が指定できるもの、無線グループでしか指定できないものなど予約方法が異なるため、運行事業者が決まり次第、利用の可否を判断する。

(2) 支払い方法

現金のみ(到着後、車内で支払い)

※ キャッシュレス決済の場合、グループ会社全体での出納扱いとなり、個別に月ごとの精算が困難となる事業者もいるため、現金のみとする。

10 利用料金

(1) 一般の利用料金

通常運賃+迎車料金 (メーターの額)	一般利用料金 (1回あたり)
2,000円未満	500円
2,000円以上	1,000円

1人単位ではなく、1台1回あたりの料金
(家族や知人との乗合で一人あたりは割安に)

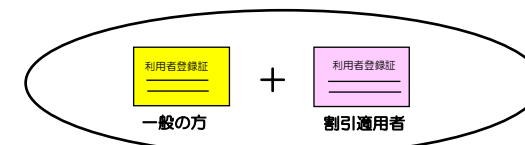
【概ねの通常料金(迎車料込)】
入谷二丁目～博慈会記念病院
約4.5km 片道約2,300円
鹿浜二丁目～西新井大師西駅
約2.5km 片道約1,500円

(2) 交通弱者の方への割引

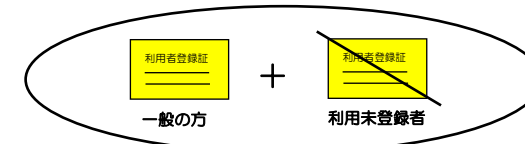
ア 70歳以上の方
イ 妊娠中の方
ウ 要介護・要支援の認定を受けている方
エ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
オ 難病の受給者の交付を受けている方

一般利用料金(上表)から
100円引き

(3) 家族・知人との乗合する場合のルール



一般利用料金から100円引きの運賃を適用
(同乗者全員が利用登録者である場合、**安価な運賃を適用**)



通常のタクシー運賃(本実験の対象外)
(本制度は**同乗者全員が利用登録者であることが必須**(中学生以下を除く))